

新型コロナウイルスによる小学校等の臨時休校にともなう 保護者の休暇取得支援助成金のご案内

令和2年3月4日現在

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休校した場合等に、その小学校等に
通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、
労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対し助成されます。

< 対象となる事業主 >

①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは
別途に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
- ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子

いつからいつまでの休暇が対象？

令和2年2月27日～令和2年3月31日までに取得した休暇が対象です。

小学校等とは？

小学校、保育所、幼稚園、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)
放課後児童クラブ、認定こども園 等です。中学校、高校は対象外です。

ポイント！

賃金を全額支給しなければ、助成金の対象とはなりません。
年次有給休暇を使用した場合は対象外です。

助成額

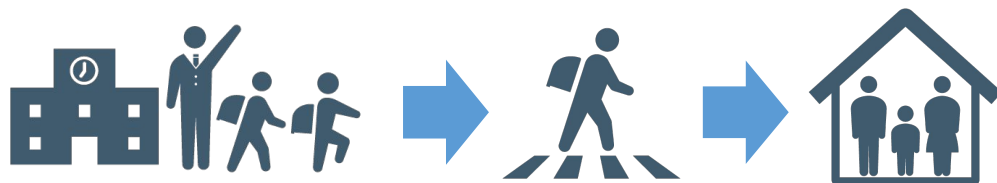
助成率

休暇中に支払った賃金相当額

10

※対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限

10



当法人で労働局に確認の上、令和2年3月4日時点の情報をご案内しております。
詳細情報の発表後の内容の訂正、変更はご了承ください。

ご連絡ください！

日本社会保険労務士法人 助成金チーム
助成金直通 TEL:03-5539-5238